エックス線装置・ガンマ線照射装置を使う事業主の皆さまへ

電離放射線障害防止規則等の改正について

安全対策の強化と特別教育の拡充

厚生労働省は「労働安全衛生規則」（以下「安衛則」）、「電離放射線障害防止規則」（以下「電離則」）と「透過写真撮影業務特別教育規程」（以下「特別教育規程」）を改正し、令和7年10月29日（一部規定は令和8年4月1日または令和9年10月1日）から順次施行します。

主な改正内容は以下の通りです。

令和９年１０月１日施行

※下線部は改正内容

電離則第１７条第２項ないし第６項

工業用等の特定エックス線装置の自動警報装置の設置義務拡大、安全装置の設置義務化、医療用の特定エックス線装置に関する措置

工業用等の特定エックス線装置の自動警報装置の設置義務拡大

放射線装置室内で使用する**工業用の特定エックス線装置**（主に波高値による定格管電圧10kV以上の装置）**すべてについて**、**自動警報装置の設置が義務化**されます。

- 従来は放射線装置室内で使用する管電圧150kV超の装置に自動警報装置の義務がありましたが、施行後は放射線装置室内で使用する管電圧10kV以上の工業等の装置等が設置義務の対象となります。なお、医療用の装置のほか、ポータブル型やボックス型等の装置を放射線装置室外で使用する場合は除外されています。また、自動警報装置を含む周知の措置は、**関係者が確実に認識できる方法**でなければなりません。

工業用等の特定エックス線装置の安全装置設置の義務化

放射線装置室内で使用する**工業用等の特定エックス線装置**（主に波高値による定格管電圧10kV以上の装置）**について、**インターロックや安全ロックキー、リミットスイッチ連動の照射停止装置等のような、意図しない偶発的な被ばくを防ぐフールプルーフのための**安全装置の設置が義務化**されます。

- 当該「安全装置」については、安衛則第28条および第29条による、有効保持や無効化時の事業者の許可等の義務についても適用されます。なお、医療用のエックス線装置は除外されます。
- 事業者は、工業用等の特定エックス線装置のフールプルーフのための**安全装置を無効化したり取り外したりする場合**には、その**代替措置が必要です**。

※ 今回新たに自動警報装置または安全装置を設置しなければならない工業用の特定エックス線装置のうち、**①既にメーカーが現存しない装置**、**②改修に必要な図面がなかったり部材が手に入らない装置**、**③改修により装置の機能や安全性に問題が生じる装置**については、**自動警報装置や安全装置の設置に代わる措置**により対応ください（経過措置）。

医療用の特定エックス線装置に関する措置

電離則における「医療用」のエックス線装置について、医療法施行規則や獣医療法施行規則と同様の被ばく低減措置を、電離則においても義務づけます。

- 合わせて、電離則における「医療用」の示す範囲を明確化しました（※公布日施行）。

電離則第47条、第52条の3
エックス線作業主任者・ガンマ線透過写真撮影作業主任者の職務拡大

令和8年4月1日施行

自動警報装置の異常時の措置
作業の方法の決定と放射線業務従事者の指揮

エックス線作業主任者・ガンマ線透過写真撮影作業主任者は**自動警報装置の異常時には**、事業者にその装置の使用を止めさせるなどの**必要な措置**をとらせてください。また、放射線業務従事者の被ばくをできるだけ少なくするように**作業の方法を定め、放射線業務従事者を指揮**してください。

令和9年10月1日施行

安全装置の有効保持のための点検、その異常時の措置
安全装置を無効化する際の代替措置の確認

エックス線作業主任者は、エックス線装置の使用中にフールプルーフのための**安全装置が有効に動作していることを確認**し、またそれら**安全装置の異常時には**事業者に装置本体の使用を停止させるなどの**必要な措置**を取らせてください。また点検などの際に**安全装置を無効化等した場合に代替措置が適切に行われているか**確認してください。

- 安全措置を無効化した際の代替措置または1(2)に記載の経過措置が確実に実施されていることを、事業者はエックス線作業主任者に確認させてください。

令和8年4月1日施行

電離則第52条の5、特別教育規程
特別教育の実施対象業務の拡大

エックス線装置、ガンマ線照射装置を扱う業務全体に特別教育を実施

エックス線装置またはガンマ線照射装置に関する**特別教育は**、従来は「透過写真撮影業務」に限定されていましたが、**これらの装置を取り扱う業務全体に対象を拡大**しました。

- なお、新たに特別教育が必要となった業務に従事する労働者について、既に改正前の電離則による透過写真撮影業務の特別教育を受けている場合や、他法令による教育を受けている場合は、安衛則第37条の規定により、重複する科目を省略できます。

特別教育の対象業務拡大
作業主任者職務追加（作業の方法・労働者の指揮等）
令和8年4月1日施行

自動警報装置義務拡大
安全装置義務化作業主任者職務追加（安全装置関係）
令和9年10月1日施行

改正の詳細はこちら